

# 茨城県図書館協会公共図書館部会会則

## (設置)

第1条 茨城県図書館協会（以下「協会」という。）規約第6条第1項第1号の規定に基づき、協会内に公共図書館部会（以下「部会」という。）を置く。

## (構成)

第2条 部会は、協会に所属する公共図書館及び公民館図書室（以下「構成館」という。）により構成する。

2 協会規約第6条第2項に定める4つの地区部会は別表のとおりとする。

## (目的)

第3条 部会は、構成館間で緊密に連絡・協力することによって相互の発展を図ることを目的とする。

## (事業)

第4条 部会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 構成館間の相互協力の推進に関すること。
- (2) 研修会等の開催に関すること。
- (3) その他必要な事業に関すること。

## (役員)

第5条 部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 若干名

2 部会長及び副部会長は、構成館の館長から互選する。

## (任期)

第6条 部会役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員任期は、役員に選出された部会総会を始期とし、次々年度の部会総会を終期とする。
- 3 役員である施設を代表する者が任期途中で異動した場合は、当該施設における後任者が残任期間の任務を行う。

## (部会総会)

第7条 部会長は年に1回部会総会を招集するものとする。

- 2 部会総会は構成館の過半数の出席をもって成立する。
- 3 部会総会に出席できない施設が委任状をもって自館の意思を表示したときは、総会に出席したものとみなす。
- 4 部会総会においては以下の事項を審議・決定する。なお議決は1施設1票とし、出席者の過半数で決するものとする。
  - (1) 事業計画
  - (2) 役員選出
  - (3) 部会会則の改廃
  - (4) その他必要な事項
- 5 部会長が必要と認めた時は、臨時に総会を招集することができる。

(経費)

第8条 部会の事業に関わる経費は、協会から配付される予算及びその他の収入をもって充てる。

(事務)

第9条 部会の事務局は、部会長が所属する館におく。

2 部会の事務は部会事務局及び協会事務局が協力してこれを行う。

(雑則)

第10条 この会則に定めのない事項に関しては、部会が別に定める。

附 則

この会則は平成18年5月19日より実施する。

附 則

この会則は平成20年5月23日より実施する。

附 則

この会則は平成21年5月28日より実施する。

附 則

この会則は平成22年5月27日より実施する。

附 則

この会則は平成23年5月20日より実施する。

附 則

この会則は平成24年5月24日より実施する。

附 則

この会則は平成25年5月23日より実施する。

附 則

この会則は平成27年5月22日より実施する。

附 則

この会則は平成28年5月20日より実施する。

別 表

地区	館数	館 名
県北	14	日立市立記念，日立市立多賀，日立市立十王，日立市立南部，常陸太田市立，高萩市立，北茨城市立，ひたちなか市立中央，ひたちなか市立那珂湊，ひたちなか市立佐野，常陸大宮市立図書情報，那珂市立，東海村立，大子町立中央公民館別館
県央 鹿行	26	水戸市立中央，水戸市立東部，水戸市立西部，水戸市立見和，水戸市立常澄，水戸市立内原，笠間市立笠間，笠間市立友部，笠間市立岩間，小美玉市小川，小美玉市玉里，茨城町立，城里町立桂，鹿嶋市立中央，潮来市立，神栖市立中央，神栖市立うすも，行方市立，鉾田市立，小美玉市美野里公民館，大洗町中央公民館，コミュニティーセンター，城里，私立館等4館を含む。
県南	14	土浦市立，石岡市立中央，龍ヶ崎市立中央，取手市立取手，取手市立ふじしろ，牛久市立中央，つくば市立中央，守谷中央，稲敷市立，かすみがうら市立，つくばみらい市立，阿見町立，利根町，美浦村中央公民館
県西	14	古河市古河，古河市三和，ゆうき，下妻市立，常総市立，筑西市立中央，筑西市立明野，坂東市立岩井，坂東市立猿島，八千代町立，常総市地域交流センター，真壁伝承館，五霞町中央公民館，境町中央公民館